

確定申告は

マイナンバー
カード



e-Tax

で

さらに便利!



お手持ちのスマートフォンで「確定申告書等作成コーナー」から、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税および消費税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書などの作成・e-Taxによる送信ができます。

なお、令和5年分確定申告は、令和6年1月上旬から確定申告書等作成コーナーのマイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大予定です。

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力



令和6年1月以降の対象はこちら!

収入関係

NEW 給与所得の源泉徴収票[※]

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。

控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、**NEW** 国民年金基金掛金)

NEW iDeCo・**NEW** 小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

マイナポータル連携について詳しくはこちら!

国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。



インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

令和5年10月からインボイス制度が開始されました。基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要になります。

個人事業主は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から消費税の確定申告書を作成することができるほか、マイナンバーカードとスマートフォンがあればe-Tax(電子申告)による提出が可能です。